

# 指定管理業務点検・評価シート(R2年度分)

令和3年7月16日

施設名	天神川流域下水道	所在地	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517 外
施設所管課名	水環境保全課	連絡先	0857-26-7400
指定管理者名	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

## 1 施設の概要

設置目的	天神川流域の市町の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。
設置年月日	昭和59年 1月20日
施設内容	管理棟、水処理施設、汚泥処理施設、電気設備、放流管きよ、幹線管きよ、流量計及びポンプ場
利用料金	なし
開館時間	通年終日運転 (事務室は、午前8時30分～午後5時15分)
休館日	通年終日運転 (事務室は、毎週土日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日)

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天神川流域下水道の処理施設の運転操作等の維持管理業務に関する事</li> <li>2 下水道の水質分析等に関する事</li> <li>3 下水道技術者の養成に関する事</li> <li>4 下水道技術の調査研究に関する事</li> <li>5 下水道知識の普及及び啓発等に関する事</li> <li>6 その他上記各事項の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
---------	--

## 3 施設の管理体制

	正職員：8人、臨時職員：0人 [計9人] ※正職員数には常勤役員1名を含む。
管理体制	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>理事長 (常務理事兼務1名)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>事務局長 (正職員1名)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>総務班(事務1名)</p> </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>管理運営班 (正職員5名)</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>施設管理担当(3名)</p> <p>水質・汚泥等分析担当(2名)</p> </div>

## 4 施設の利用状況

利用者数(人) (施設見学者)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2年度													251
	R元年度													506
	増減													△255

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2年度													
	R元年度													
	増減													

## 5 収支の状況

(単位：円)

区分		令和2年度	令和元年度	増減	
収入	事業収入	県からの委託料	436,093,597	468,522,429	△32,428,832
		小計	436,093,597	468,522,429	△32,428,832
	事業外収入	基本財産運用益	300	300	0
		雑収入(受取利息等)	133	367	△234
		小計	433	667	△234
計		436,094,030	468,523,096	△32,429,066	
支出	人件費	48,761,192	52,235,146	△3,473,954	
	管理運営費	4,839,057	4,967,761	△128,704	
	事業費	382,493,781	411,320,189	△28,826,408	
	計	436,094,030	468,523,096	△32,429,066	
経常外費用(一般正味財産残高(薬品等))		0	0	0	
収支差額		0	0	0	

## 6 サービスの向上に向けた取り組み

区分	取組み内容
経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理業務の適正かつ効率的な業務を行い事業経営の効率化に実践的に取り組んだ。</li> <li>・ 業務体制の見直し（職員数1名減）、エネルギー管理の徹底（反応タンク嫌気槽の水中攪拌機の間欠運転、前曝気槽の設定風量の見直し、返送汚泥ポンプの異径プーリーへの交換、デマンド管理等）（△5.3%）、脱水汚泥移送ポンプの更新運用に伴う脱水汚泥の発生・処理量の削減（△4.9%）、ポンプ井攪拌機の機能保全方法の見直し（予防保全的修繕→事後対応修繕）</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水、汚泥の適正な処理による放流水質等の保全本はもとより、設備の効率的操作、LED照明導入等による省エネ、TEASに基づくゴミの減量化等に取り組んでいる。</li> <li>・ 平成28年8月より毎月1回ペースで水処理・汚泥処理等検討会を開催し、業務の充実改善と適切かつ効率的な管理運営の調査・検討に取り組み、職員の人材育成、経費削減を図った。（テーマ：天神浄化センターの省エネの現状と課題について、中期経営計画の進行管理（モニタリング）について、下水道維持管理業務における新型コロナウイルス感染症予防対策について、主ポンプ能力を超えた流入汚泥量の場合について、令和元年度維持管理実績概要と今後の取り組みについて、施設稼働率を考慮した運転方法改善について、機器設備等の点検・整備費積算基準について、下水汚泥中の亜鉛と銅について、中期経営計画（R3年度～R6年度）について など）</li> </ul>

## 7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	対応状況
・ 施設ホームページや電話での意見受付	

利用者からの苦情・要望	対応状況
該当なし	

利用者からの積極的な評価	対応状況
特になし	

## 8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<p>○放流水質の維持並びに施設の機能・性能の確保を両立し、管理運営の一層の効率化に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月1回のペースで「水処理・汚泥処理等検討会」を開催し、業務の充実・改善と適切かつ効率的な管理運営の調査検討及びその反映に取り組んだ。</li> <li>・ エネルギー管理の徹底を行い、水中攪拌機の間欠運転、前ばつ気槽の設定風量の半減、返送汚泥ポンプの異径プーリーへの交換等で電力使用量は令和元年度と比較して5.3%の減となった。</li> <li>・ 含水率低減が一層可能となる脱水汚泥移送ポンプの更新に伴い、脱水汚泥発生量が4.9%減となった。</li> <li>・ 天神浄化センター施設見学会や下水道ふれあい教室でのCS（顧客満足度）向上に取り組んだ。</li> </ul> <p>○平成29年6月に策定した（公財）天神川流域下水道公社の中期経営計画に基づき、管理運営業務の改善と更なる事業経営の効率化に実践的に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終年度である令和2年度は、事業経営の数値目標や具体的な取り組み目標等の24項目に対して、進捗状況は24項目中A評価18項目、B評価6項目であった。</li> </ul>

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<p>○県の経営戦略では、人口減少に伴う有収水量（流入汚水量）の減少を予測している。令和元年度実績に対して、10年後の令和12年度の流入汚水量は3.9%減、20年後の令和22年度は12.4%減少することが推計されており、下水道使用料の減少が見込まれている。なお一層の管理運営の効率化に取り組む。</p> <p>○昭和59年1月の一部供用開始以来37年が経過し、主要設備は改築更新実施されているが、その他の施設設備は老朽化の進行により、故障・事故の発生と修繕費用の増加及び改築更新需要の増加が懸念されている。予防保全的修繕による長寿命化など、計画的な維持管理に取り組む。</p> <p>○電気料金の内、燃料費調整単価の変動幅が1.04円～△2.32円/m<sup>3</sup>と大きく変動しており、経営上の不安定要素となっているため、運転手法の改善による省エネの強化に取り組む。</p> <p>○降雨時の侵入水等の不明水による影響が顕在化している。県及び市町と連携して、不明水が多く発生する地域の把握、原因調査に取り組み、危機管理対応の強化を図る。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、天神浄化センターの施設見学会などを実施し、下水道事業の普及啓発に取り組む。</p> <p>○令和3年6月に策定した中期経営計画2021（対象年度R3～R6）に基づき、事業運営の充実、改善、持続的な下水道機能の維持及び運営の効率化等更なる経営改善に取り組む。</p>

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] <input type="checkbox"/> 施設設備の保守管理・修繕 <input type="checkbox"/> 施設の保安警備、清掃等 <input type="checkbox"/> 事故の防止措置、緊急時の対応	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運転管理業務について、適正に執行している。</li> <li>機器の老朽化が著しく修理しながらの運転であるが、設備機器類の定期的な点検調整と必要な部品交換や修繕工事・分解整備（オーバーホール）を実施し、故障の未然防止や主要機器類の長寿命化に取り組んでいる。</li> <li>処理水についても適正な水準を保持している。年間を通じて良好で安定的な下水処理を実施することができている。（検体数 21, 244 検体、水質試験回数 414 回）</li> <li>T E A S II の登録、男女共同参画推進企業の認定に加え、家庭教育推進協力企業の認定を受け社会的責任の遂行に努めている。</li> <li>避難、通報、消火等の総合訓練を「天神川流域下水道非常時対策要綱」に基づいて実施。（毎年1回実施）</li> </ul>
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] <input type="checkbox"/> 利用の許可 <input type="checkbox"/> 適正管理に必要な利用者への措置命令 <input type="checkbox"/> 利用料金の徴収、減免	—	—
[その他管理施設の管理に必要な業務] <input type="checkbox"/> 利用受付・案内 <input type="checkbox"/> 附属設備・備品の貸出し <input type="checkbox"/> 利用指導・操作	—	—
[利用者サービス] <input type="checkbox"/> 開館時間、休館日、利用料金等 <input type="checkbox"/> 利用者へのサービス提供・向上策 <input type="checkbox"/> 施設の利用促進 <input type="checkbox"/> 個人情報保護、情報公開 <input type="checkbox"/> 利用者意見の把握・対応	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生を対象にしたイベント（ぐるり水の探検（親子で東郷ダム等の各施設見学等）は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を中止したが、下水道コンクール（下水道に関する絵画・ポスター、習字、標語のコンクール）、下水道ふれあい教室（公社職員が小学校へ出向いて下水道の実験、微生物の観察等）や施設見学を開催し、下水道や環境問題への理解を深めた。</li> <li>下水道コンクールは流域外を含む中部地区の小学校を対象とし、応募総数は663点。流域内外小学生への下水道啓発に役立っている。</li> <li>施設見学は見学者用パネルを設置して、分かりやすい説明心がけている。</li> <li>ホームページに公社の財務状況、水処理状況等を随時掲載し、安全・安心を見える形で公開。</li> </ul>
[収入支出の状況]	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理業務の経営改善と経費削減等による事業経営の効率化に実践的に取り組み、支出の節減を図った。</li> <li>予算に対して92.1%の執行状況。老朽化が進行しており計画的な修繕に取り組んでいる。</li> </ul>
[職員の配置]	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務体制を効率化し、職員数を1名減（再雇用の電気技師）とした。管理運営業務に必要な体制を確保し、適正な職員配置となっている。</li> <li>自らが企画した水処理、汚泥処理等検討会を開催し、施設内の様々な分野の業務の充実改善と適切・効率的な管理運営の調査や検討に取り組むとともに人材育成を図っている。</li> </ul>
総 括	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した管理運営業務については、施設の運転管理業務を始めとして協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。</li> <li>公社が作成した中長期計画に基づき、コスト意識をもって運営が行われていた。</li> </ul>

《評価指標》

- A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。